

5. 利用料及びその他の費用

基本利用料			
利用者		要介護 1・2	要介護 3・4・5
保険料の滞納等	なし	保険から全額給付	保険から全額給付
	あり	1076 単位/月	1398 単位/月

上記のいずれかの認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の点数に10円（岡山市は地域加算により10.21円 1円未満の端数の切り捨て）を乗じた金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口へ提出しますと、全額払戻しを受けられます。

※加算料金	
初回加算 新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護区分の2段階以上の変更認定を受けた場合	300 単位/月
入院時情報連携加算（Ⅰ） 利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に入院先の病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合	200 単位/月
入院時情報連携加算（Ⅱ） 病院または診療所に入院してから4日～7日以内に、入院先の病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供をした場合	100 単位/月
退院・退所加算 病院、施設等への退院又は退所に当たって、病院、施設等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービス利用に関する調整を行った場合	
（Ⅰ）イ.カンファレンス以外の方法により1回受けている	450 単位/月
（Ⅰ）ロ.カンファレンスにより1回受けている	600 単位/月
（Ⅱ）イ.カンファレンス以外の方法により1回受けている	600 単位/月
（Ⅱ）ロ.2回受けており、うち1回はカンファレンスによること	750 単位/月
（Ⅲ）3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	900 単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合、1月に2回を限度として加算	200 単位/回
「新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価」 令和3年4月から令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せ致します。	

※上記の料金については介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合は、上記の点数に10円(岡山市は地域加算により10.21円 1円未満の端数の切り捨て)を乗じた金額を、基本料金と一緒にいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村(保険者)の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。

◇交通費

ご利用様が事業実施地域(岡山市・倉敷市)にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費がご利用様の負担となります。なお、自動車を利用した場合は、下記料金を戴きます。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満
500円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上
800円